



治療と仕事の両立支援



独立行政法人 労働者健康安全機構
京都産業保健総合支援センター（さんぽセンター）
産業保健専門職（保健師） 松田雅子

本日の内容

- 産保（さんぽ）センターとは
- 治療と仕事の両立支援とは
- 具体的な両立支援の取り組み
- 病気になっても働ける職場づくりのメリット
- 産保センターの両立支援サービス

本日の内容

- 産保（さんぽ）センターとは
- 治療と仕事の両立支援とは
- 具体的な両立支援の取り組み
- 病気になっても働ける職場づくりのメリット
- 産保センターの両立支援サービス



(独)労働者健康安全機構の理念・行動指針

理念

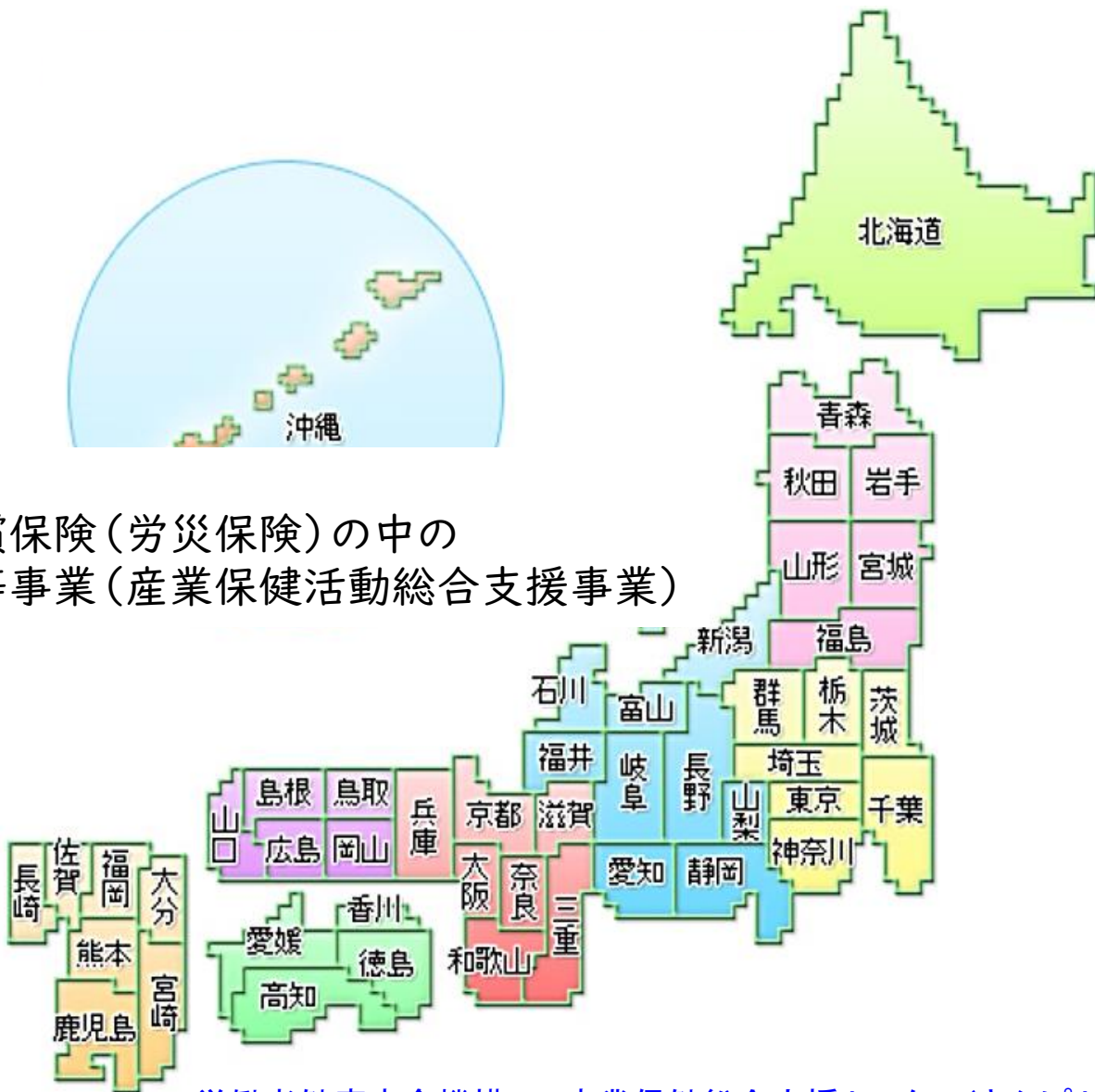
「勤労者医療の充実」 「勤労者の安全向上」 「産業保健の強化」

我が国の産業・経済の礎を維持、発展させるとともに、勤労者一人ひとりの人生を支える大きな役割を担っています

組織図



産保センターは全都道府県にあります



【財源】

労働者災害補償保険（労災保険）の中の
社会復帰促進等事業（産業保健活動総合支援事業）



支援センターについて

相談のご案内

研修・セミナーのご案内

図書・教材のご案内

産業保健調査研究



研修・セミナーのご案内



産業医研修



産業看護職研修



衛生管理者研修



その他の研修



サービスのご紹介

専門スタッフによる相談対応・事業場訪問の無料サービス



サービスのご紹介

両立支援促進員が相談対応・主治医や会社制と連携

新着情報

2022.12.09 令和4年度両立支援コーディネーター基礎研修 第6・7回申込受付中

2022.11.14 京都働き方改革推進支援センター 無料Webセミナーのご案内

2022.10.07 京都労働局 歯科健診の結果報告がすべての事業者に義務化されます

本日の内容

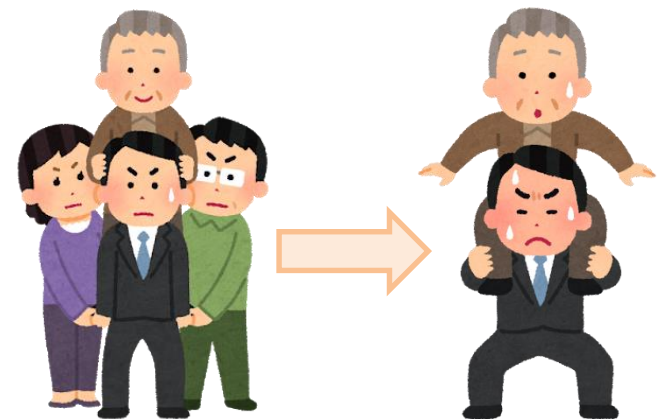
- 産保（さんぽ）センターとは
- 治療と仕事の両立支援とは
- 具体的な両立支援の取り組み
- 病気になっても働ける職場づくりのメリット
- 産保センターの両立支援サービス

日本の課題：人口オーナス期

少子高齢化が進み、
生産年齢人口（15歳以上65歳未満）に対する
それ以外の従属人口（年少人口と老年人口）
の割合が高まる時期。

つまり、働く人よりも
支えられる人が多くなる時期。

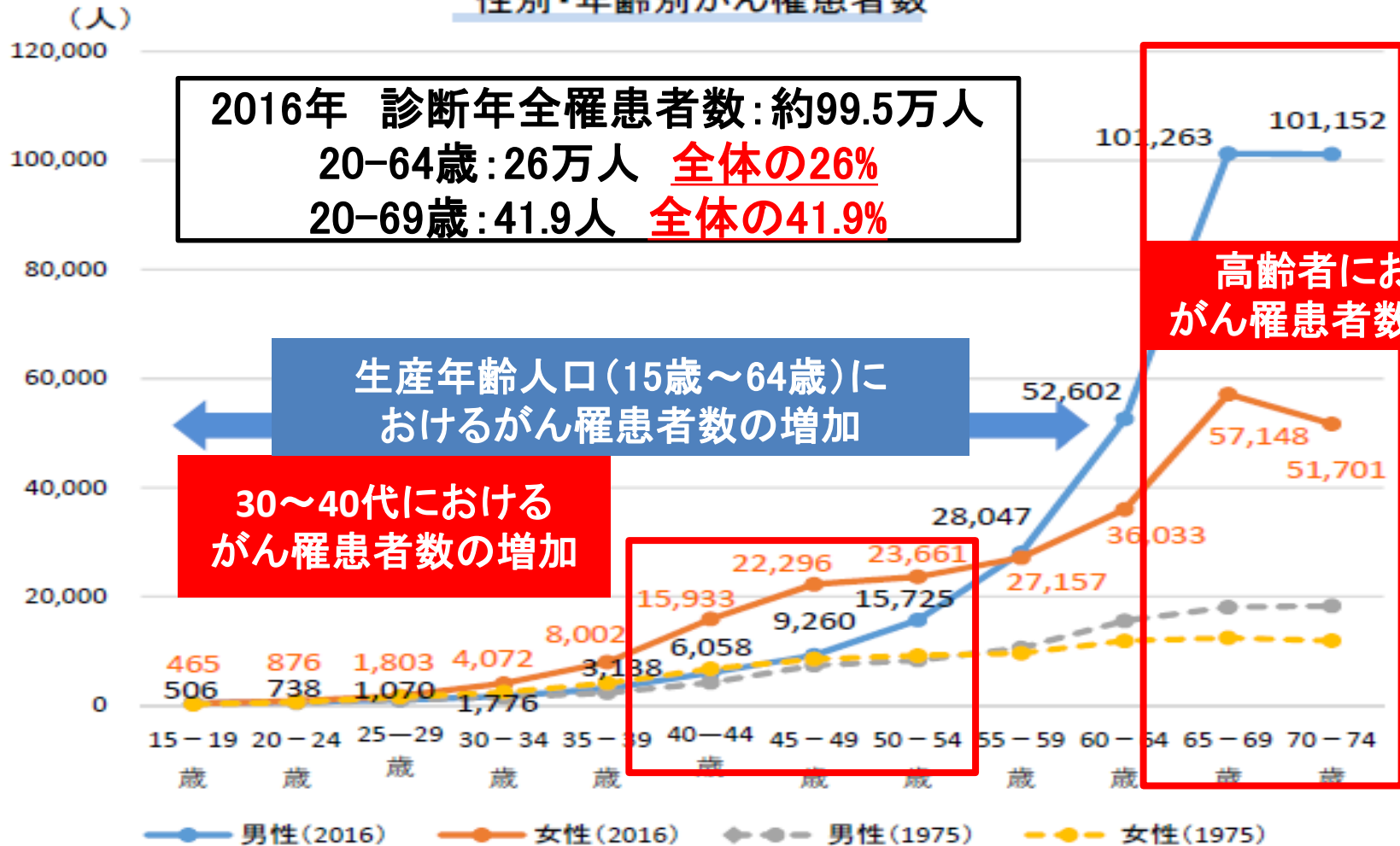
（⇔人口ボーナス期）



女性や高齢者の労働参加が
重要な政策ですが...

3人に1人は「働く年齢」でがんになる

性別・年齢別がん罹患患者数



2016年 診断年全罹患患者数: 約99.5万人
 20-64歳: 26万人 **全体の26%**
 20-69歳: 41.9人 **全体の41.9%**

生産年齢人口(15歳~64歳)におけるがん罹患患者数の増加

30~40代におけるがん罹患患者数の増加

高齢者におけるがん罹患患者数の増加

注: 1) 2016年は「全国がん登録」に基づくデータ。
 2) * 性別不詳があるため男女の合計が総数と一致しない。



自分が病気になったら…??

がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、難病など
治療や検査をずっと受け続ける病気になったら…

病気になったら誰でもパニック！！

【子育て・教育】



【家族】



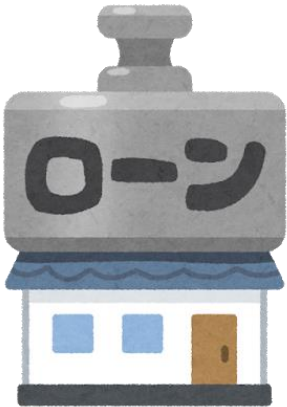
【仕事】



【病気の見通し】



【住宅ローン】



【医療費】



【自分の体調】

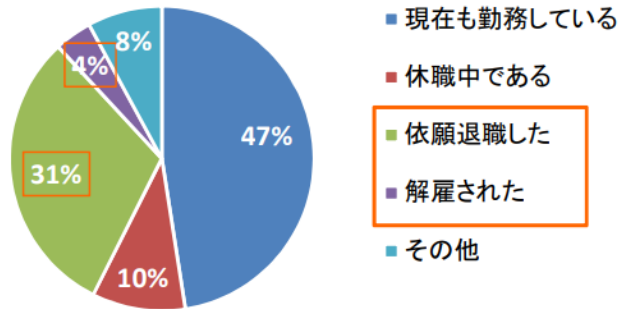


がん患者・経験者の就労の状況

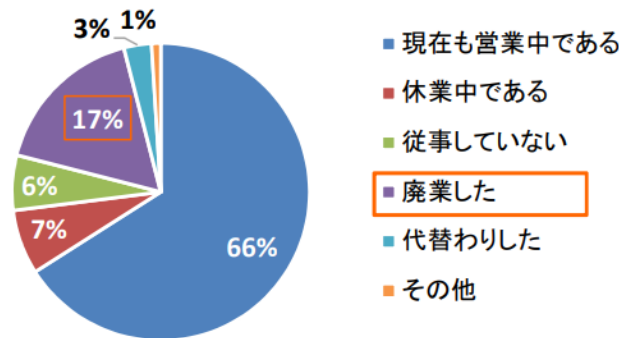
- 2013年にがん患者を対象に調査を行った結果、がんの診断後、勤務者の**35%が依願退職、解雇**、自営業等の者の**17%が廃業**している。(10年前の調査結果より大きな変化はみられなかった)
- がんと診断を受けて離職した者のうち、診断されてから最初の治療が開始されるまでに退職した者が4割を超える。

診断時点にお勤めしていた会社や営んでいた事業等について

<被雇用者>お勤めの方



<自営業> 自営、単独、家族従業者

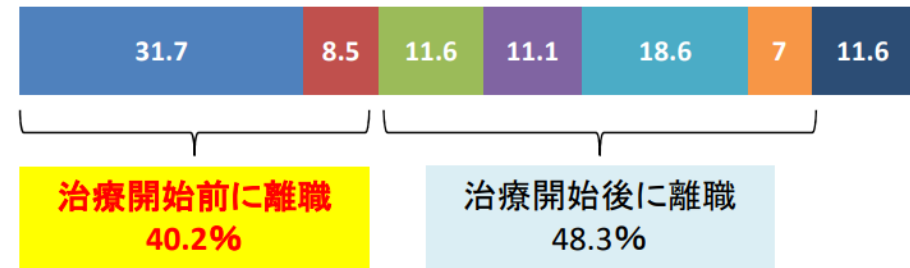


離職のタイミングについて

離職タイミング多施設調査(厚労科研高橋班2015) N=950

- ◆ 診断を受けて仕事がとても/やや心配になった 808名(85.1%)
- ◆ 診断時の職場を退職した **199名(20.9%)**

■ 診断確定時 ■ 診断から最初の治療まで ■ 最初の治療中
 ■ 治療終了後から復職まで ■ 復職後 ■ 再発後
 ■ その他

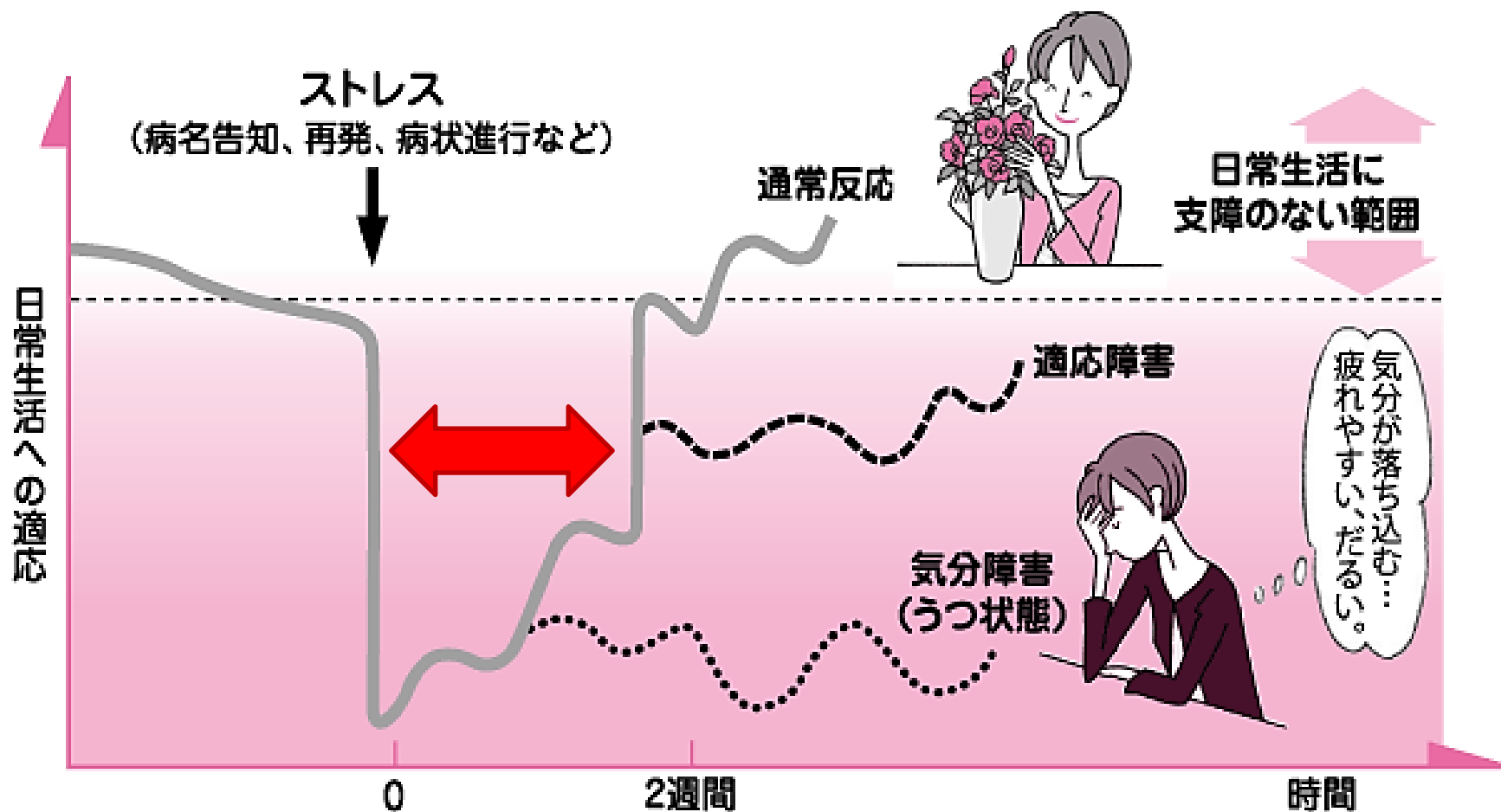


出典: 2015年度厚生労働科学研究費補助金がん対策推進総合研究事業
 「働くがん患者の職場復帰支援に関する研究」、研究代表 高橋 都先生

出典: 2013がん体験者の悩みや負担等に関する実態調査「がんの社会学」
 に関する研究グループ、研究代表 静岡がんセンター山口 建先生

この時期に早まって仕事を辞めない！！

「がんによるストレスへの心の反応」



事業場による治療と仕事の両立支援のためのガイドラインより

病気になった時の悩み事はいろいろ..

- がんの疑いと言われた。
会社に迷惑をかけるからやめた方がいいのではないか？
- 会社に病気のことをどう伝えたらよいか？
- 近いうちに会社で面談がある。何を話したら良いか？
- 治療のために入院が必要だが、休み方がわからない。
- 会社から主治医の意見書をもたらってくるように言われたが、何を書いてもらったらよいか？
- 休み続けるより働きたい、でも前のように働く自信はない。



会社と話をする前にあれこれ悩むことが多い..



治療を受けながら仕事を続けられる時代

【がんの3大治療】

手術 (外科治療)

- 外科的にがんを切り取る治療
- 内視鏡手術等により身体への負担が軽減



化学療法 (抗がん剤治療)

○「のみ薬」



○「点滴や注射」

「治療の日」と「治療を行わない日」を組み合わせた
1～2週間程度の周期（1クール）で治療。
1クールを数回繰り返して行うのが一般的。



- 1クール目だけ入院して、2クール目以降は外来で行ったり、
はじめから入院しないで外来で行うことが多くなっている。

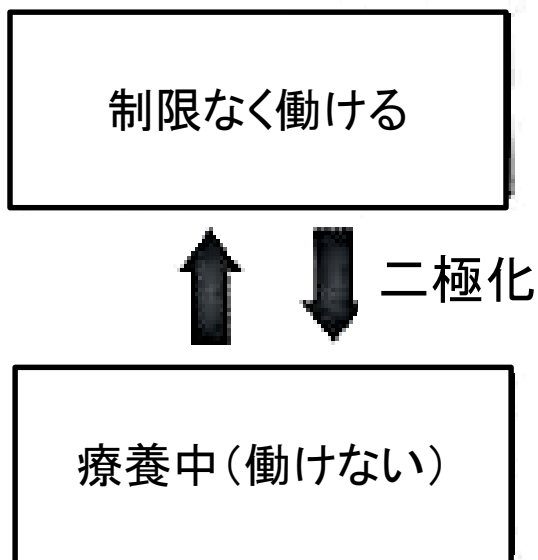
放射線治療



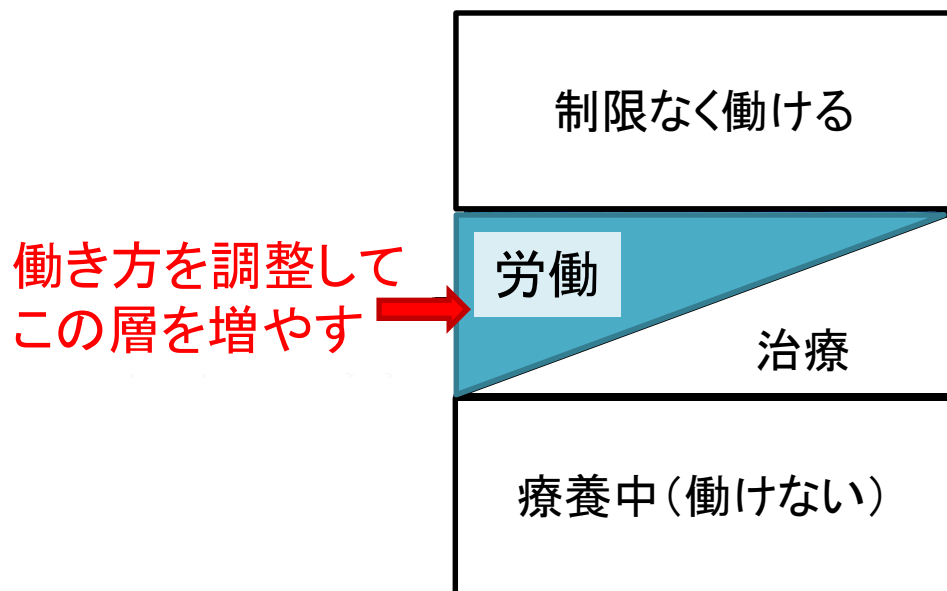
- 多くの場合、1週間に5日の治療を数週間行う。
- 一般的な治療に要する時間は10～20分（治療室に入ってから出てくるまで）
（実際の照射時間は数分）。

働くか？・休むか？ の時代ではない

【従来の働き方】



【両立支援で目指す働き方】



でも、1人2役ってできますか…？



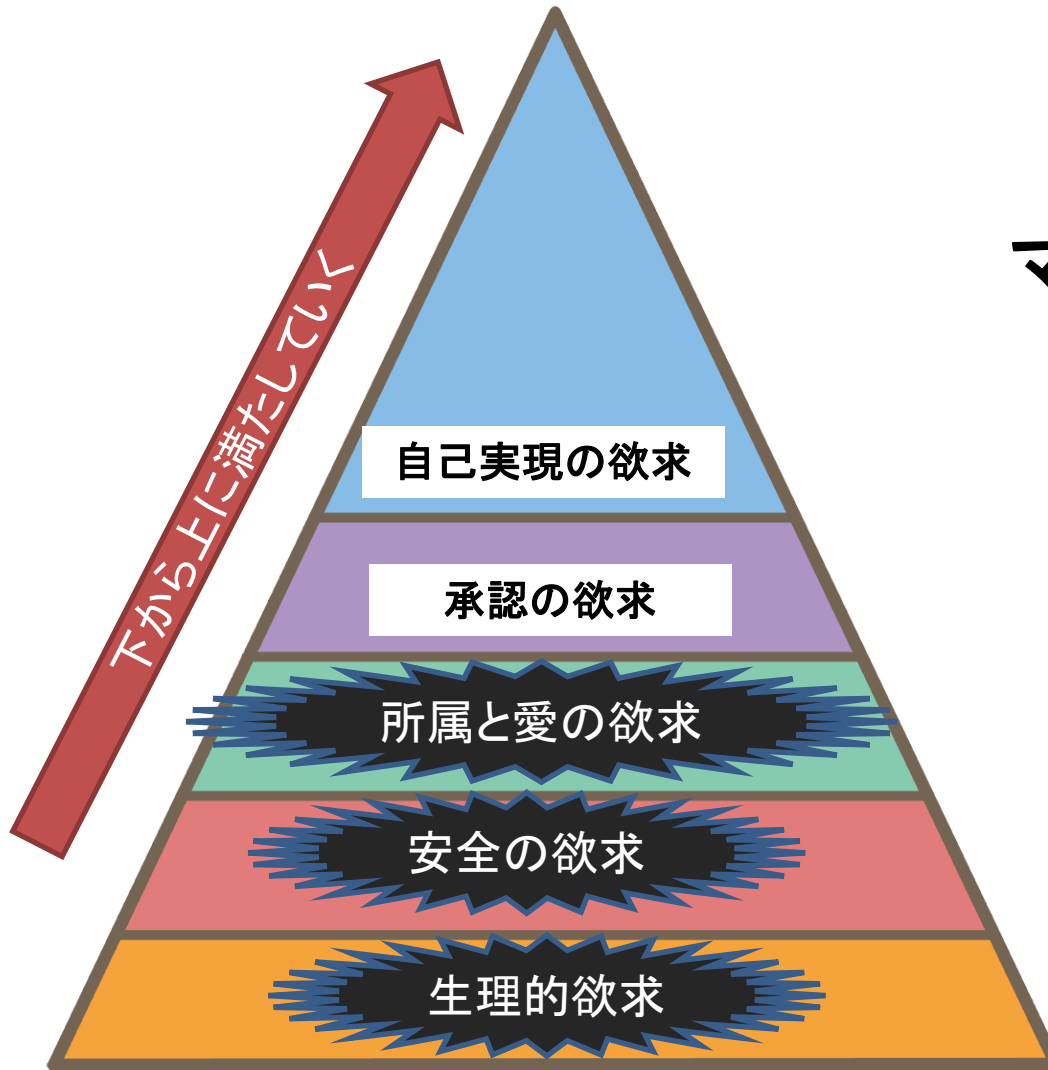
【労働者：アクセル】

- ・繁忙期に早退や休暇はなるべく取らない
- ・簡単に仕事を休んだり辞めたりしない
- ・業務遂行に必要ななら多少の無理がきいてほしい
- ・業務遂行第一

【患者：ブレーキ】

- ・体調が崩れそうになったら早めに仕事を休む、通院する
- ・体調が悪くならない限りで仕事は可
- ・体調を崩すような無理はしない
- ・治療第一

土台が不安定な状態で働けるか・・・？



マズローの欲求5段階説

自分の持つ能力や可能性を
最大限に発揮したい

自分が集団から存在価値を認めて
もらい尊重されたい

家族・集団をつくりどこかに所属
しているという満足感を得たい

安全な環境、経済的に安定していきたい
良い健康状態を維持したい

生命維持のために食べたい、飲みたい、
眠りたい、排泄等の根源的欲求

ホントに1人2役ってできますか…？



- ・ 独りでは心が折れる…
- ・ 会社のサポートが大事



【労働者：アクセル】

- ・ 繁忙期に早退や休暇はなるべく取らない
- ・ 簡単に仕事を休んだり辞めたりしない
- ・ 業務遂行に必要ななら多少の無理がきいてほしい
- ・ 業務遂行第一

【患者：ブレーキ】

- ・ 体調が崩れそうになったら早めに仕事を休む、通院する
- ・ 体調が悪くならない限りで仕事は可
- ・ 体調を崩すような無理はしない
- ・ 治療第一

働き方改革実行計画（2017年3月）

	検討テーマ	対応策
1	非正規雇用の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ●同一労働同一賃金の実効性を確保する法制度とガイドラインの整備 ●非正規雇用労働者の正社員化などキャリアアップの推進
2	賃金引上げと労働生産性向上	<ul style="list-style-type: none"> ●企業への賃上げの働きかけや取引条件改善・生産性向上支援など賃上げしやすい環境の整備
3	長時間労働の是正	<ul style="list-style-type: none"> ●法改正による時間外労働の上限規制の導入 ●勤務間インターバル制度導入に向けた環境整備 ●健康で働きやすい職場環境の整備
4	柔軟な働き方がしやすい環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ●雇用型テレワークのガイドライン刷新と導入支援 ●非雇用型テレワークのガイドライン刷新と働き手への支援 ●副業・兼業の推進に向けたガイドライン策定やモデル就業規則改定などの環境整備
5	病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●治療と仕事の両立に向けたトライアングル型支援などの推進 ●子育て・介護と仕事の両立支援策の充実・活用促進 ●障害者等の希望や能力を活かした就労支援の推進
6	外国人材の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ●外国人材受入れの環境整備
7	女性・若者が活躍しやすい環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ●女性のリカレント教育など個人の学び直しへの支援や職業訓練などの充実 ●パートタイム女性が就業調整を意識しない環境整備や正社員女性の復職など多様な女性活躍の推進 ●就職氷河期世代や若者の活躍に向けた支援・環境整備の推進
8	雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●女性のリカレント教育など個人の学び直しへの支援や職業訓練などの充実 ●転職・再就職者の採用機会拡大に向けた指針策定・受入れ企業支援と職業能力・職場情報の見える化 ●給付型奨学金の創設など誰にでもチャンスのある教育環境の整備
9	高齢者の就業促進	<ul style="list-style-type: none"> ●継続雇用延長・定年延長の支援と高齢者のマッチング支援

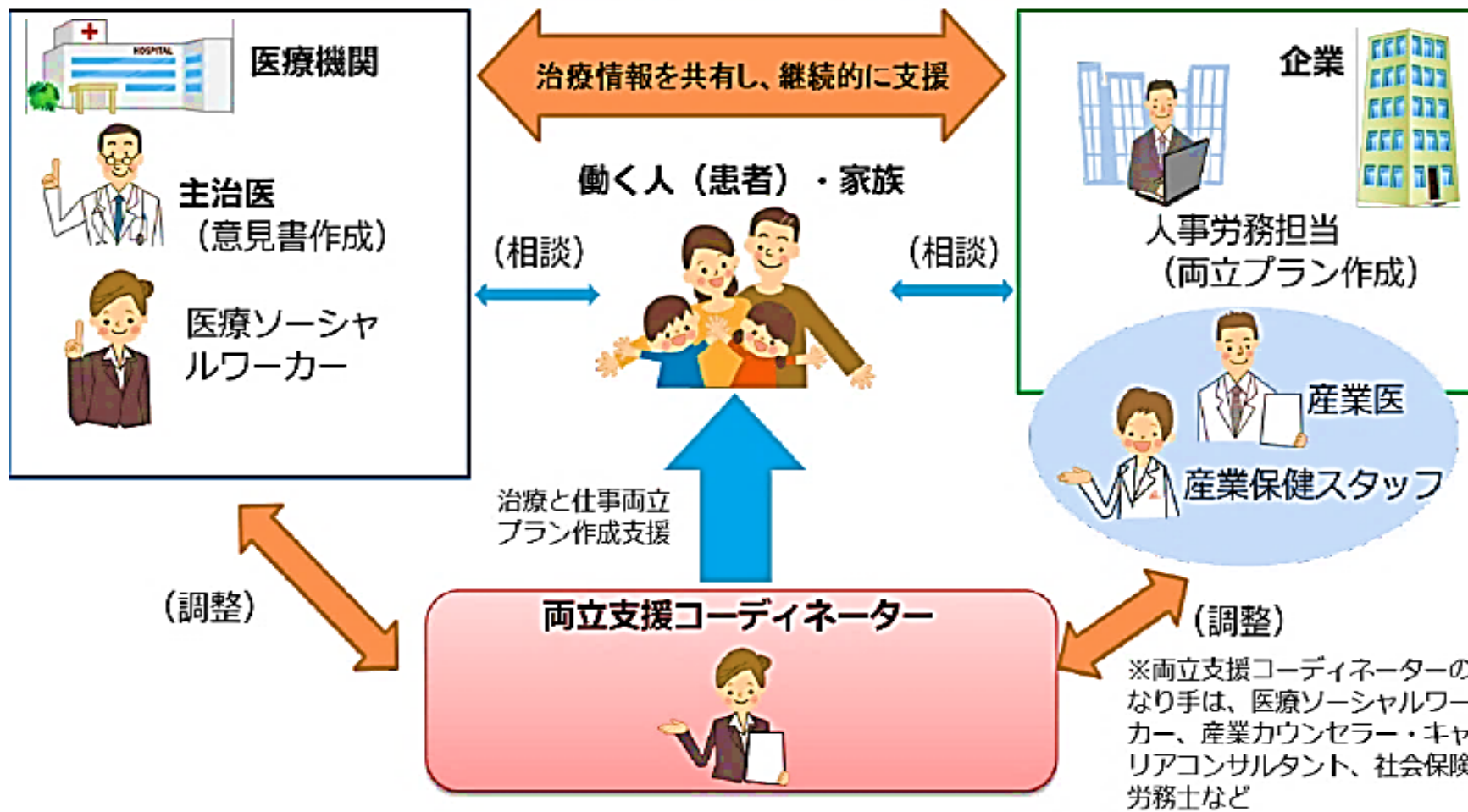
治療と仕事の両立支援の定義

病気を抱えながらも働く意欲・能力のある労働者が、
仕事を理由として治療機会を逃すことなく、
また治療の必要性を理由として職業生活の継続を
妨げられることなく、
適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる
社会を目指す取り組み



働き方改革実行計画：トライアングル型支援

病気の治療との両立に向けたトライアングル型支援のイメージ



治療の現場で「働く」ことについて話し
働く現場で「病気」について話す

労働施策総合推進法（2018年7月）

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律

- 元は雇用対策法（1966年）。
- 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により改正（2018年7月）。
- 病気の治療と仕事の両立支援が、労働者の多様な事情に応じた雇用の安定と職業生活の充実等の目的を達成するために国が総合的に講じるべき施策の1つとして明確に位置付けられた。

【労働施策総合推進法に基づき策定された基本方針】（2018年12月28日閣議決定）

「治療と仕事の両立支援」

がん、難病、脳血管疾患、肝炎等の疾病・負傷等の治療により、就業の継続等に支障がある労働者について、治療と仕事の両立を社会的にサポートする仕組みを整える。

このため、通常の働いている時間でも医療機関を受診しやすい環境の整備など企業における雇用環境改善の促進等の労働施策に加え、医療機関における支援体制の整備等の保健医療施策や福祉施策等との連携を含め、総合的かつ横断的な対策を実施する。

また、長期にわたる治療等を受けながら就職を希望する者に対して、公共職業安定所は、がん診療連携拠点病院等と連携した就職支援の充実に努める。

本日の内容

- 産保（さんぽ）センターとは
- 治療と仕事の両立支援とは
- 具体的な両立支援の取り組み
- 病気になっても働ける職場づくりのメリット
- 産保センターの両立支援サービス

治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

「事業場における治療と仕事の
両立支援のためのガイドライン」



(最新) 令和4年3月改訂版

厚生労働省ホームページよりダウンロードできます

「企業・医療連携マニュアル」



企業・医療連携マニュアル・疾患ごとの記載例を掲載

- ① 「がん」 大腸がん・胃がん・乳がん・肺がん
- ② 「脳卒中」 脳梗塞・脳出血・クモ膜下出血・高次脳機能障害
- ③ 「肝疾患」 B型肝炎・C型肝炎・肝硬変
- ④ 「難病」 全身性エリテマトーデス・潰瘍性大腸炎・HTLV-1 関連脊髄症 (HAM)
- ⑤ 「心疾患」 狭心症・心不全・不整脈のため植込式型除細動器 (ICD)
- ⑥ 「糖尿病」 初期の2型糖尿病・中断していた2型糖尿病・インスリン治療中の1型糖尿病

ガイドラインのねらい

- ☑ 事業者や事業場関係者に、疾病を抱える労働者の現状と、治療と職業生活の両立を進めることの意義についての理解を広める。
- ☑ 疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立について、対応の仕方が分からない企業が多いため、具体的な対応手順・方法を提示し、取組の促進を図る。
- ☑ 主治医が就業上の措置等について判断できるよう、患者の仕事の情報が主治医に伝わるようにすると同時に、就業上の措置等に関する主治医の意見が事業場側に伝わるようにすることで、スムーズな情報のやりとりを図り、両立支援が円滑に進むようにする。
⇒ 情報のやりとりのための様式例を示し、医療機関側の理解・協力を求める。

「治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の構成（目次より）

1 治療と仕事の両立支援を巡る状況

2 治療と仕事の両立支援の位置づけと意義

3 治療と仕事の両立支援を行うに当たっての留意事項

4 両立支援を行うための環境整備（実施前の準備事項）

5 両立支援の進め方

6 特殊な場合の対応

（参考資料）様式例集、支援制度・機関、がんに関する留意事項、
脳卒中に関する留意事項、肝疾患に関する留意事項、
難病に関する留意事項、企業・医療機関連携マニュアル(解説編)

治療と仕事の両立支援を行うに当たっての留意事項

- ①安全と健康の確保
- ②労働者本人による取組
- ③労働者本人の申出
- ④治療と仕事の両立支援の特徴を踏まえた対応
(育児・介護との違い)
- ⑤個別事例の特性に応じた配慮
- ⑥対象者、対応方法の明確化
- ⑦個人情報情報の保護
- ⑧両立支援にかかわる関係者間の連携の重要性

治療と仕事の両立を実現しやすい職場環境の整備 (事前の準備事項)

- ①事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- ②がん等の病気や両立支援に関する知識の普及・啓発のための教育
- ③治療への配慮などが円滑に進むような職場風土の醸成
- ④安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
- ⑤柔軟な勤務を可能とする休暇・勤務制度の検討・導入

環境づくりが
大事です



【勤務制度】

- 時差出勤制度
- 短時間勤務制度
- 在宅勤務(テレワーク)
- 試し出勤制度

【休暇制度】

- 時間単位の年次有給休暇制度
- 傷病休暇・病気休暇

休暇・勤務制度の導入

「治療と仕事の両立のための就業規則 規程例集 ～神奈川産保センター～」

治療と仕事の両立のための 就業規則 規程例集

2019年8月

時間単位の年次有給休暇制度から病欠休暇、失効年次有給休暇付与制度、時差出勤制度、フレックスタイム制度、テレワーク制度、短時間勤務／短時間正社員制度、試し出勤／リハビリ出勤制度、ジョブ・リターン制度まで、「治療と仕事の両立支援」のために様々な就業規則等の規程例を掲載しました。



独立行政法人 労働政策研究・研修機構
神奈川産保健康総合支援センター

・ 時間単位・半日単位の年次有給休暇

通院のための時間、少しの間職場を離れて治療を受ける時間を確保するために有効

・ 失効年次有給休暇付与制度／病欠休暇制度

1日～数日単位での治療期間が必要な場合に有効・時間単位で取得できる例も

・ 時差出勤制度／フレックスタイム制度

通院や治療のための時間を確保するために有効、通勤による身体への負担軽減に配慮して採用している例も

・ テレワーク制度

通院や治療のための時間の確保や通勤による身体への負担軽減のために有効

・ 短時間勤務制度／短時間正社員制度

通院や治療のための時間を確保するためにも有効、通勤による身体への負担軽減に配慮して、時差出勤制度やフレックスタイム制度の活用を図っている例も

・ 試し出勤制度／リハビリ勤務制度

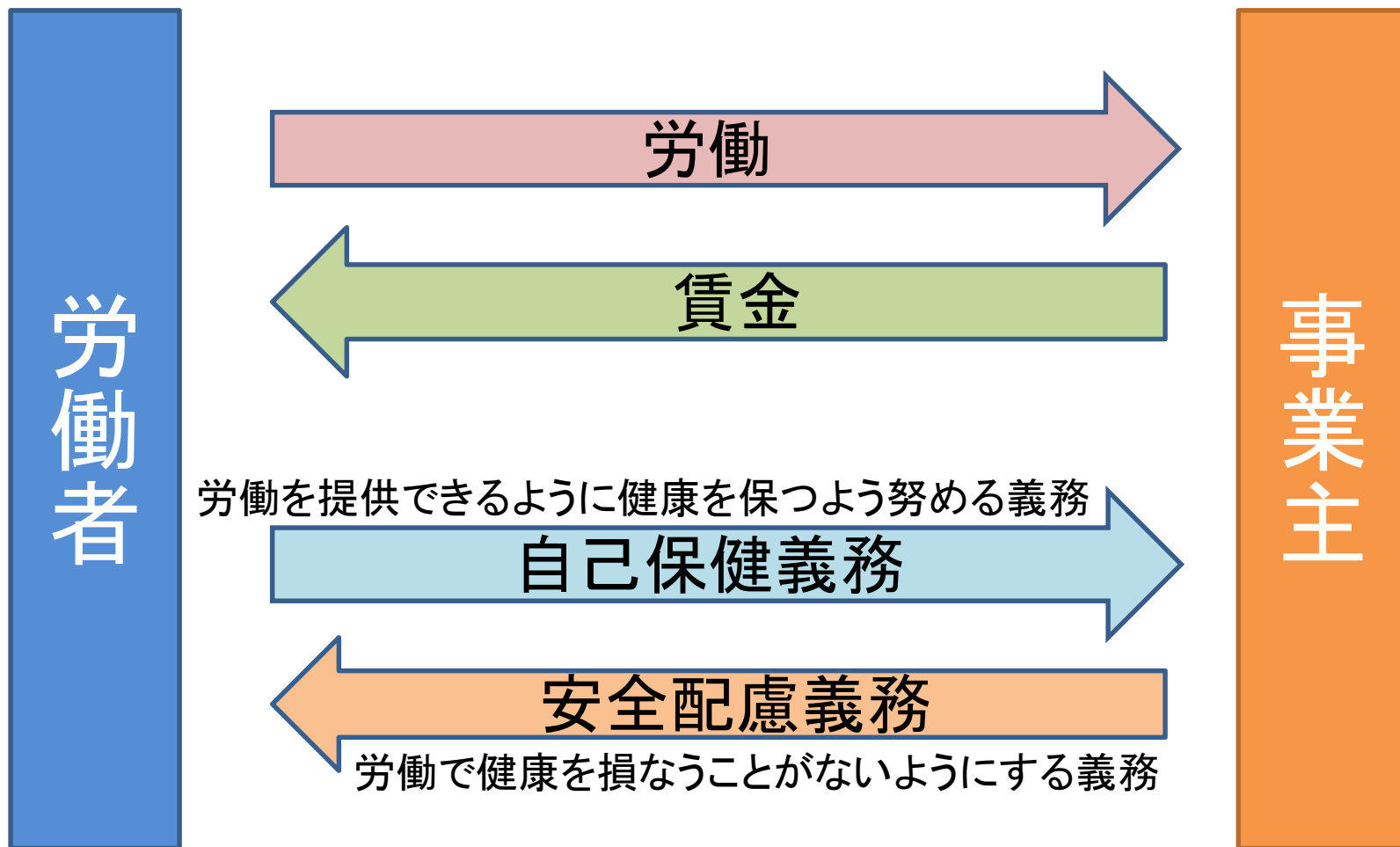
一定の期間の病欠休業や休職の後に職場復帰する際の「ならし運転」に有効

・ 再雇用特別措置／カムバック制度／ジョブ・リターン制度

治療のために一度退職した従業員に再び職場に戻ってもらうための優遇措置の制度

「神奈川産保
就業規則・規程例集」で検索！

事業主と労働者の関係とは？（労働契約）



自己保健義務・・・労働安全衛生法第4条

安全配慮義務・・・労働安全衛生法第3条1項、労働契約法第5条

労働契約法：安全配慮義務

第5条（労働者の安全への配慮）

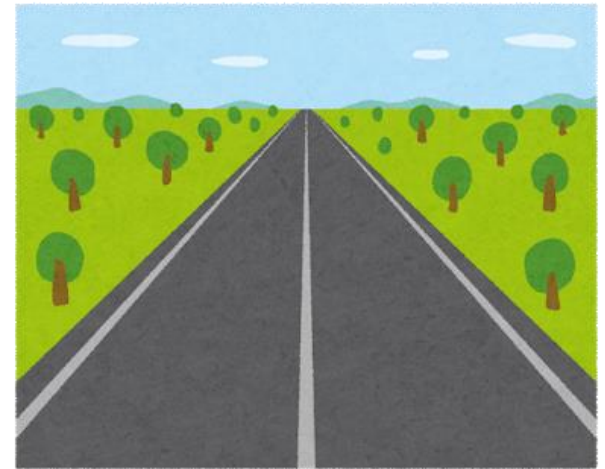
使用者は、労働契約に伴い、**労働者がその生命、
身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、
必要な配慮をするものとする。**

→労働者の負傷や発症、持病の悪化を避ける

会社が労働者に**安全に**働いてもらうには……

- ① 今までのように働かせて安全配慮上の問題は
ないのか？
- ② もし問題があるのであれば会社として何を
すればよいのか？

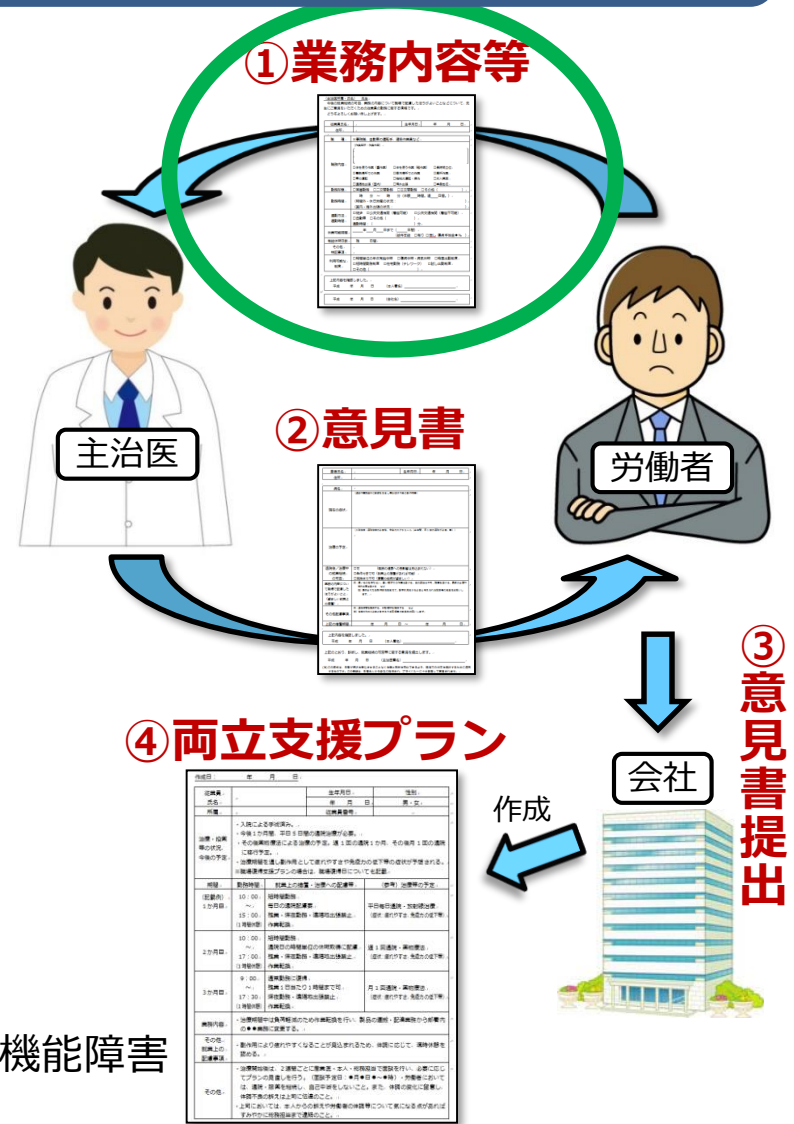
1. 治療内容の概略
2. 今後の治療スケジュール
3. 仕事に影響する可能性のある症状
4. 配慮したほうがよいこと
5. 配慮が必要なおよその期間



情報を共有することで見通しが立つ

両立支援の取り組みの流れ：勤務情報提供書

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」 「企業・医療連携マニュアル」



両立支援ガイドライン（最新）令和4年3月改訂版

厚生労働省ホームページよりダウンロードできます

企業・医療連携マニュアル・疾患ごとの記載例を掲載

- ① 「がん」 大腸がん・胃がん・乳がん・肺がん
- ② 「脳卒中」 脳梗塞・脳出血・クモ膜下出血・高次脳機能障害
- ③ 「肝疾患」 B型肝炎・C型肝炎・肝硬変
- ④ 「難病」 全身性エリテマトーデス・潰瘍性大腸炎・HTLV-1 関連脊髄症（HAM）
- ⑤ 「心疾患」 狭心症・心不全・不整脈のため植込式型除細動器（ICD）
- ⑥ 「糖尿病」 初期の2型糖尿病・中断していた2型糖尿病・インスリン治療中の1型糖尿病

治療内容	業務内容	両立支援
<ul style="list-style-type: none"> がんによる手術後 手術後、回復期病棟に入院し、退院後、自宅療養中 退院後、自宅療養中、定期的な通院が必要 通院日、手術後、自宅療養中、定期的な通院が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務 在宅勤務、定期的な通院が必要 在宅勤務、定期的な通院が必要 在宅勤務、定期的な通院が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務 在宅勤務、定期的な通院が必要 在宅勤務、定期的な通院が必要 在宅勤務、定期的な通院が必要
<ul style="list-style-type: none"> 脳卒中による手術後 手術後、回復期病棟に入院し、退院後、自宅療養中 退院後、自宅療養中、定期的な通院が必要 退院後、自宅療養中、定期的な通院が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務 在宅勤務、定期的な通院が必要 在宅勤務、定期的な通院が必要 在宅勤務、定期的な通院が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務 在宅勤務、定期的な通院が必要 在宅勤務、定期的な通院が必要 在宅勤務、定期的な通院が必要
<ul style="list-style-type: none"> 肝疾患による手術後 手術後、回復期病棟に入院し、退院後、自宅療養中 退院後、自宅療養中、定期的な通院が必要 退院後、自宅療養中、定期的な通院が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務 在宅勤務、定期的な通院が必要 在宅勤務、定期的な通院が必要 在宅勤務、定期的な通院が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務 在宅勤務、定期的な通院が必要 在宅勤務、定期的な通院が必要 在宅勤務、定期的な通院が必要
<ul style="list-style-type: none"> 難病による手術後 手術後、回復期病棟に入院し、退院後、自宅療養中 退院後、自宅療養中、定期的な通院が必要 退院後、自宅療養中、定期的な通院が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務 在宅勤務、定期的な通院が必要 在宅勤務、定期的な通院が必要 在宅勤務、定期的な通院が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務 在宅勤務、定期的な通院が必要 在宅勤務、定期的な通院が必要 在宅勤務、定期的な通院が必要
<ul style="list-style-type: none"> 心疾患による手術後 手術後、回復期病棟に入院し、退院後、自宅療養中 退院後、自宅療養中、定期的な通院が必要 退院後、自宅療養中、定期的な通院が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務 在宅勤務、定期的な通院が必要 在宅勤務、定期的な通院が必要 在宅勤務、定期的な通院が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務 在宅勤務、定期的な通院が必要 在宅勤務、定期的な通院が必要 在宅勤務、定期的な通院が必要
<ul style="list-style-type: none"> 糖尿病による手術後 手術後、回復期病棟に入院し、退院後、自宅療養中 退院後、自宅療養中、定期的な通院が必要 退院後、自宅療養中、定期的な通院が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務 在宅勤務、定期的な通院が必要 在宅勤務、定期的な通院が必要 在宅勤務、定期的な通院が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅勤務 在宅勤務、定期的な通院が必要 在宅勤務、定期的な通院が必要 在宅勤務、定期的な通院が必要

「労働者」の仕事内容や働き方は様々



勤務情報に関する情報提供書

先生

今後の就業継続の可否、業務の内容について職場で配慮したほうがよいことなどについて、先生にご意見をいただくための従業員の勤務に関する情報です。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

従業員氏名		生年月日	年	月	日
住 所					

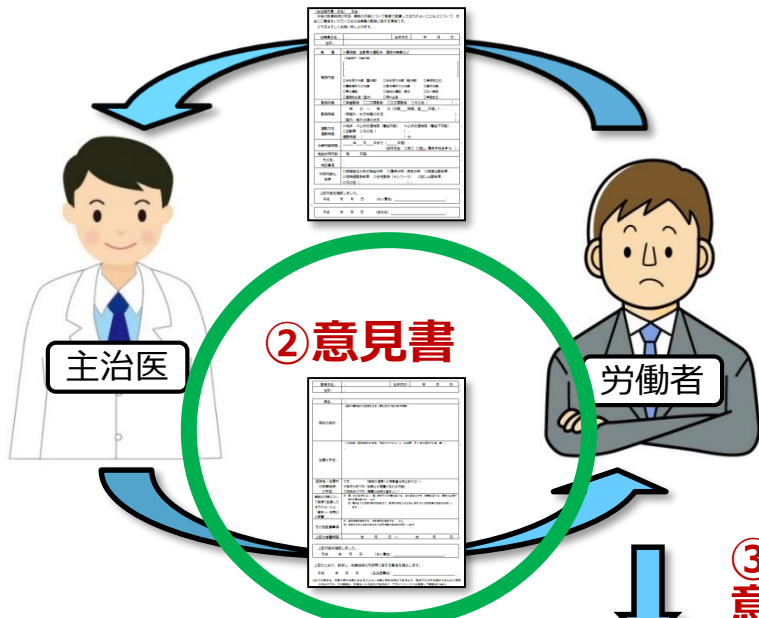
職 種	※事務職、自動車の運転手、建設作業員など											
職務内容	(作業場所・作業内容)											
	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 30%; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">{</p> </div> <div style="width: 60%; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 体を使う作業（重作業）</td> <td><input type="checkbox"/> 体を使う作業（軽作業）</td> <td><input type="checkbox"/> 長時間立位</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 暑熱場所での作業</td> <td><input type="checkbox"/> 寒冷場所での作業</td> <td><input type="checkbox"/> 高所作業</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 車の運転</td> <td><input type="checkbox"/> 機械の運転・操作</td> <td><input type="checkbox"/> 対人業務</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 遠隔地出張（国内）</td> <td><input type="checkbox"/> 海外出張</td> <td><input type="checkbox"/> 単身赴任</td> </tr> </table> </div> <div style="width: 30%; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="font-size: 2em; margin: 0;">}</p> </div> </div>	<input type="checkbox"/> 体を使う作業（重作業）	<input type="checkbox"/> 体を使う作業（軽作業）	<input type="checkbox"/> 長時間立位	<input type="checkbox"/> 暑熱場所での作業	<input type="checkbox"/> 寒冷場所での作業	<input type="checkbox"/> 高所作業	<input type="checkbox"/> 車の運転	<input type="checkbox"/> 機械の運転・操作	<input type="checkbox"/> 対人業務	<input type="checkbox"/> 遠隔地出張（国内）	<input type="checkbox"/> 海外出張
<input type="checkbox"/> 体を使う作業（重作業）	<input type="checkbox"/> 体を使う作業（軽作業）	<input type="checkbox"/> 長時間立位										
<input type="checkbox"/> 暑熱場所での作業	<input type="checkbox"/> 寒冷場所での作業	<input type="checkbox"/> 高所作業										
<input type="checkbox"/> 車の運転	<input type="checkbox"/> 機械の運転・操作	<input type="checkbox"/> 対人業務										
<input type="checkbox"/> 遠隔地出張（国内）	<input type="checkbox"/> 海外出張	<input type="checkbox"/> 単身赴任										
勤務形態	<input type="checkbox"/> 常昼勤務 <input type="checkbox"/> 二交替勤務 <input type="checkbox"/> 三交替勤務 <input type="checkbox"/> その他（ ）											
勤務時間	時 分 ～ 時 分（休憩 時間。週 日間。） （時間外・休日労働の状況： ） （国内・海外出張の状況： ）											
通勤方法 通勤時間	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 公共交通機関（着座可能） <input type="checkbox"/> 公共交通機関（着座不可能） <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他（ ） 通勤時間：（ ）分											
休業可能期間	年 月 日まで（給与支給 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し ）											
有給休暇日数	残 日間											
その他 特記事項												
利用可能な 制度	<input type="checkbox"/> 時間単位の年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇・病気休暇 <input type="checkbox"/> 時差出勤制度 <input type="checkbox"/> 短時間勤務制度 <input type="checkbox"/> 在宅勤務（テレワーク） <input type="checkbox"/> 試し出勤制度 <input type="checkbox"/> その他（ ）											

両立支援の取り組みの流れ：主治医意見書

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」 「企業・医療連携マニュアル」



① 業務内容等



② 意見書

④ 両立支援プラン

項目	業 務 内 容	実施方法	実施時期
1. 業務内容等	・業務内容の整理 ・業務内容の再編成 ・業務内容の再配分 ・業務内容の再設計 ・業務内容の見直し	・業務内容の整理 ・業務内容の再編成 ・業務内容の再配分 ・業務内容の再設計 ・業務内容の見直し	・業務内容の整理 ・業務内容の再編成 ・業務内容の再配分 ・業務内容の再設計 ・業務内容の見直し
2. 業務内容等	・業務内容の整理 ・業務内容の再編成 ・業務内容の再配分 ・業務内容の再設計 ・業務内容の見直し	・業務内容の整理 ・業務内容の再編成 ・業務内容の再配分 ・業務内容の再設計 ・業務内容の見直し	・業務内容の整理 ・業務内容の再編成 ・業務内容の再配分 ・業務内容の再設計 ・業務内容の見直し
3. 業務内容等	・業務内容の整理 ・業務内容の再編成 ・業務内容の再配分 ・業務内容の再設計 ・業務内容の見直し	・業務内容の整理 ・業務内容の再編成 ・業務内容の再配分 ・業務内容の再設計 ・業務内容の見直し	・業務内容の整理 ・業務内容の再編成 ・業務内容の再配分 ・業務内容の再設計 ・業務内容の見直し

作成

会社

③ 意見書提出

両立支援ガイドライン（最新）令和4年3月改訂版

厚生労働省ホームページよりダウンロードできます

企業・医療連携マニュアル・疾患ごとの記載例を掲載

- ① 「がん」 大腸がん・胃がん・乳がん・肺がん
- ② 「脳卒中」 脳梗塞・脳出血・クモ膜下出血・高次脳機能障害
- ③ 「肝疾患」 B型肝炎・C型肝炎・肝硬変
- ④ 「難病」 全身性エリテマトーデス・潰瘍性大腸炎・HTLV-1 関連脊髄症（HAM）
- ⑤ 「心疾患」 狭心症・心不全・不整脈のため植込式型除細動器（ICD）
- ⑥ 「糖尿病」 初期の2型糖尿病・中断していた2型糖尿病・インスリン治療中の1型糖尿病

同じ病気でも治療は様々：乳がんの例

Aさんの場合

期間		働き方	治療内容
10 カ月	2週間	休暇	手術
	5カ月	通常業務	抗がん剤
	1カ月	時短	放射線
現在の状態		通常業務	治験 継続中

Bさんの場合

期間		働き方	治療内容
9 カ月	1週間	休暇	手術
	6カ月	通常業務	抗がん剤
	25日間	時短	放射線
現在の状態		通常業務	経過観察中

Cさんの場合

期間		働き方	治療内容
1 年 5 カ月	6カ月	通常業務	抗がん剤
	22日間	休暇	手術
	30日間	時短	放射線
	7カ月	通常業務	分子標的薬
現在の状態		通常業務	ホルモン剤服用

Dさんの場合

期間		働き方	治療内容
1 年 6 カ月	6カ月	通常業務	抗がん剤
	2週間	休暇	手術
	9カ月	通常業務	乳房再建施術
	2週間	休暇	乳房再建施術
	2カ月	休職（傷病休暇）	休息
現在の状態		通常業務	経過観察中

治療の状況や就業継続の可否等についての情報提供書
(診断書と兼用)

患者氏名		生年月日	年	月	日
住所					

病名					
現在の症状	(通勤や業務遂行に影響を及ぼし得る症状や薬の副作用等)				
治療の予定	(入院治療・通院治療の必要性、今後のスケジュール(半年間、月1回の通院が必要、等))				
退院後/治療中の就業継続の可否	<input type="checkbox"/> 可 (職務の健康への悪影響は見込まれない) <input type="checkbox"/> 条件付きで可(就業上の措置があれば可能) <input type="checkbox"/> 現時点で不可(療養の継続が望ましい)				
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと(望ましい就業上の措置)	例：重いものを持たない、暑い場所での作業は避ける、車の運転は不可、残業を避ける、長期の出張や海外出張は避ける など 注) 提供された勤務情報を踏まえて、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。				
その他配慮事項	例：通院時間を確保する、休憩場所を確保する など 注) 治療のために必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。				
上記の措置期間	年	月	日	～	年 月 日

上記内容を確認しました。 年 月 日 (本人署名) _____

両立支援／職場復帰支援プラン（作成例）

作成日： 年 月 日

従業員 氏名		生年月日	性別
		年 月 日	男・女
所属		従業員番号	
治療・投薬 等の状況、 今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ・入院による手術済み。 ・今後1か月間、平日5日間の通院治療が必要。 ・その後薬物療法による治療の予定。週1回の通院1か月、その後月1回の通院に移行予定。 ・治療期間を通し副作用として疲れやすさや免疫力の低下等の症状が予想される。 <p>※職場復帰支援プランの場合は、職場復帰日についても記載</p>		
期間	勤務時間	就業上の措置・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
1か月目	10：00 ～ 15：00 <small>（1時間休憩）</small>	短時間勤務 毎日の通院配慮要 残業・深夜勤務・遠隔地出張禁止 作業転換	平日毎日通院・放射線治療 (症状:疲れやすさ、免疫力の低下等)
2か月目	10：00 ～ 17：00 <small>（1時間休憩）</small>	短時間勤務 通院日の時間単位の休暇取得に配慮 残業・深夜勤務・遠隔地出張禁止 作業転換	週1回通院・薬物療法 (症状:疲れやすさ、免疫力の低下等)
3か月目	9：00 ～ 17：30 <small>（1時間休憩）</small>	通常勤務に復帰 残業1日当たり1時間まで可 深夜勤務・遠隔地出張禁止 作業転換	月1回通院・薬物療法 (症状:疲れやすさ、免疫力の低下等)
業務内容	・治療期間中は負荷軽減のため作業転換を行い、製品の運搬・配達業務から部署内の（ ）業務に変更する。		
その他 就業上の 配慮事項	・副作用により疲れやすくなることが見込まれるため、体調に応じて、適時休憩を認める。		

復帰・就業継続するための4つの要素

【治療】1段目 日常生活が「普通」にできるレベル

- ①日常生活に大きな支障をきたす症状がない
(症状の有無、睡眠、メンタルヘルスなど)

【復職認定】2段目 働くことができるレベル

- ②復職する意思が十分にある(就労意欲)
- ③就業に必要な労働などが持続的に可能(就業能力)
- ④職場が受け入れ可能(職場の復職支援)

両立支援の取り組みの流れ（まとめ）

社員からの申し出

本人の気持ちを受け止め、寄り添う

対応の相談

本人の意向を確認
病気の状態や治療計画の聞き取り
利用できる制度などの情報を提供

（休職して治療の場合）

（働きながら治療する場合）

休職中のフォロー⇒⇒

休職

復職支援

両立支援プランの作成

復職支援

プランの見直し

治療と仕事の両立で大事なこと：組織的な支援

【事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドラインp9より】

事業場における治療と仕事の
両立支援のためのガイドライン

令和2年3月改訂版
厚生労働省

(周囲の者への対応)

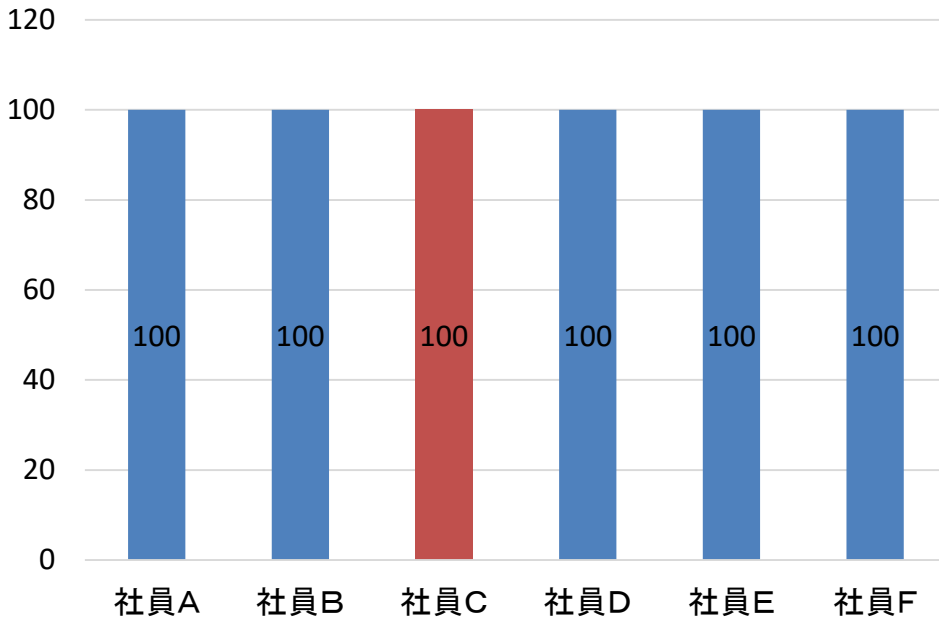
労働者に対して就業上の措置及び治療に対する配慮を行うことにより、周囲の同僚や上司等にも一時的に負荷がかかる。

そのため、就業上の措置及び治療に対する配慮を実施するために必要な情報に限定したうえで、負荷がかかる同僚や上司等には可能な限り情報を開示し理解を得るとともに過度の負担がかからないようにすること。

また、人事労務管理担当部門や産業保健スタッフ等による組織的な支援を行うことが望ましい。



通常の業務分担

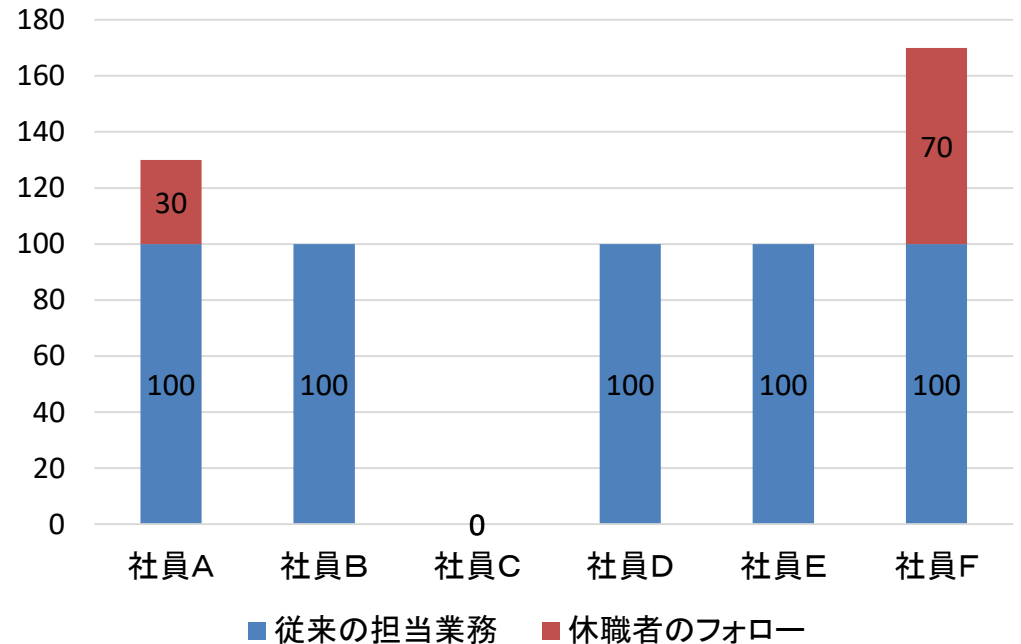


「お互いさま」の風土作りが大事ですが..

誰かに過度の負担がかかっていませんか？



休職者分の業務分担



- ・ 有給休暇の取得率が低下？
- ・ 残業時間数が増加？



本日の内容

- 産保（さんぽ）センターとは
- 治療と仕事の両立支援とは
- 具体的な両立支援の取り組み
- 病気になっても働ける職場づくりのメリット
- 産保センターの両立支援サービス

治療と仕事の両立を支援することのメリット

【会社のメリット】

- ・労働者の「健康確保」の推進
- ・継続的な人材の確保
- ・労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上
- ・多様な人材の活用による組織や事業の活性化
- ・「健康経営」の実現

【労働者のメリット】

- ・治療への配慮が行われることによる病気の増悪の防止
- ・治療を受けながらの仕事の継続
- ・収入を得ること
- ・安心感やモチベーションの向上
- ・働くことによる社会への貢献

両立支援に取り組んだ・取り組まなかった場合の声

	取り組んでいない	両立支援に取り組んだ
労働者（患者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長年勤務してこの対応か…（不信、落胆、絶望） ・ 治療費が払えなくなる… 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 治療も仕事も両立できる会社に感謝します。 ・ 働くことで社会と繋がり、治療費を補う収入も得られています。
事業場の雰囲気	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベテラン労働者（患者）の退職 ⇒ 後輩や部下が不安になり、メンタル不調になった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分だけでなく同僚が病気になった時も皆で支えて、仕事を円滑に回していきたい。 ・ 簡単に人を増やすことは難しいため仕事の中身を見直し、不測の事態に備えられるだけの良い意味での余裕が必要だと感じた。

本日の内容

- 産保（さんぽ）センターとは
- 治療と仕事の両立支援とは
- 具体的な両立支援の取り組み
- 病気になっても働ける職場づくりのメリット
- 産保センターの両立支援サービス

産保センターの両立支援サービス

・窓口での相談対応

面談、電話でお話を伺います

【両立支援担当スタッフ】

産業保健専門職(保健師)	1名
労働衛生専門職(社会保険労務士)	1名
両立支援促進員 (看護師・保健師・キャリアコンサルタント)	3名

・啓発セミナー

両立支援について知ってもらうためのセミナーを行います。

対象：患者・医療スタッフ・会社・・・etc



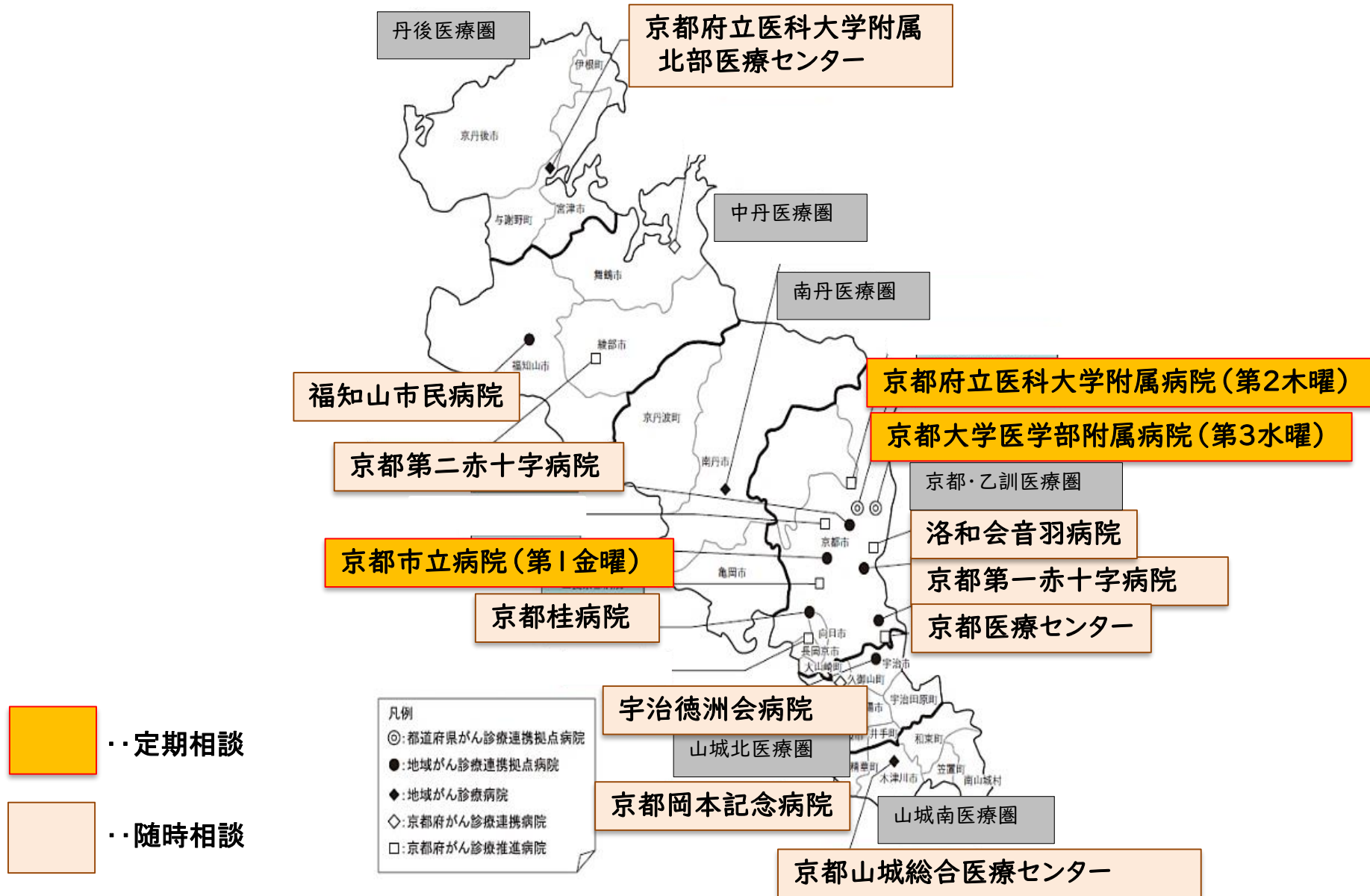
・会社訪問

経営者や人事労務担当者へ両立支援制度導入の助言を行います。

労働者（患者）の就業継続や復職について、病院との連携の支援をします。

【対象疾病】がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、その他難病など
反復・継続して治療が必要となる疾病

両立支援出張相談窓口開設病院（現在13病院）



産保センターの支援事例①啓発セミナー

【事例】 がん患者 Aさん

病院ソーシャルワーカーから連絡を受け、病院出張相談にてAさん（6か月休職）への支援を開始。

Aさんと事業場の同意を得て、復職前に産保センターが事業場を訪問。

管理者、Aさんと打ち合わせを行った上で、事業場の職員を対象とした両立支援の啓発セミナーを実施。

治療と仕事は
両立できる時代です



Aさんは、主治医の意見書を考慮した配慮を受けて復職。

産保センターの支援事例②軽作業から復職

【治療前の勤務状況】

Bさん 非常勤社員。1日8時間 週5～6日勤務。
立って重いものを扱う作業。



【主治医の意見】「復職可。重いものを持つ以外の仕事がよい」

【今後の治療予定】月1回抗がん剤治療。

【復職後の様子】

最初の1カ月は、1日6時間、週4日勤務。
軽作業から開始。

業務内容は現場主任と相談し体調に合わせて調整。

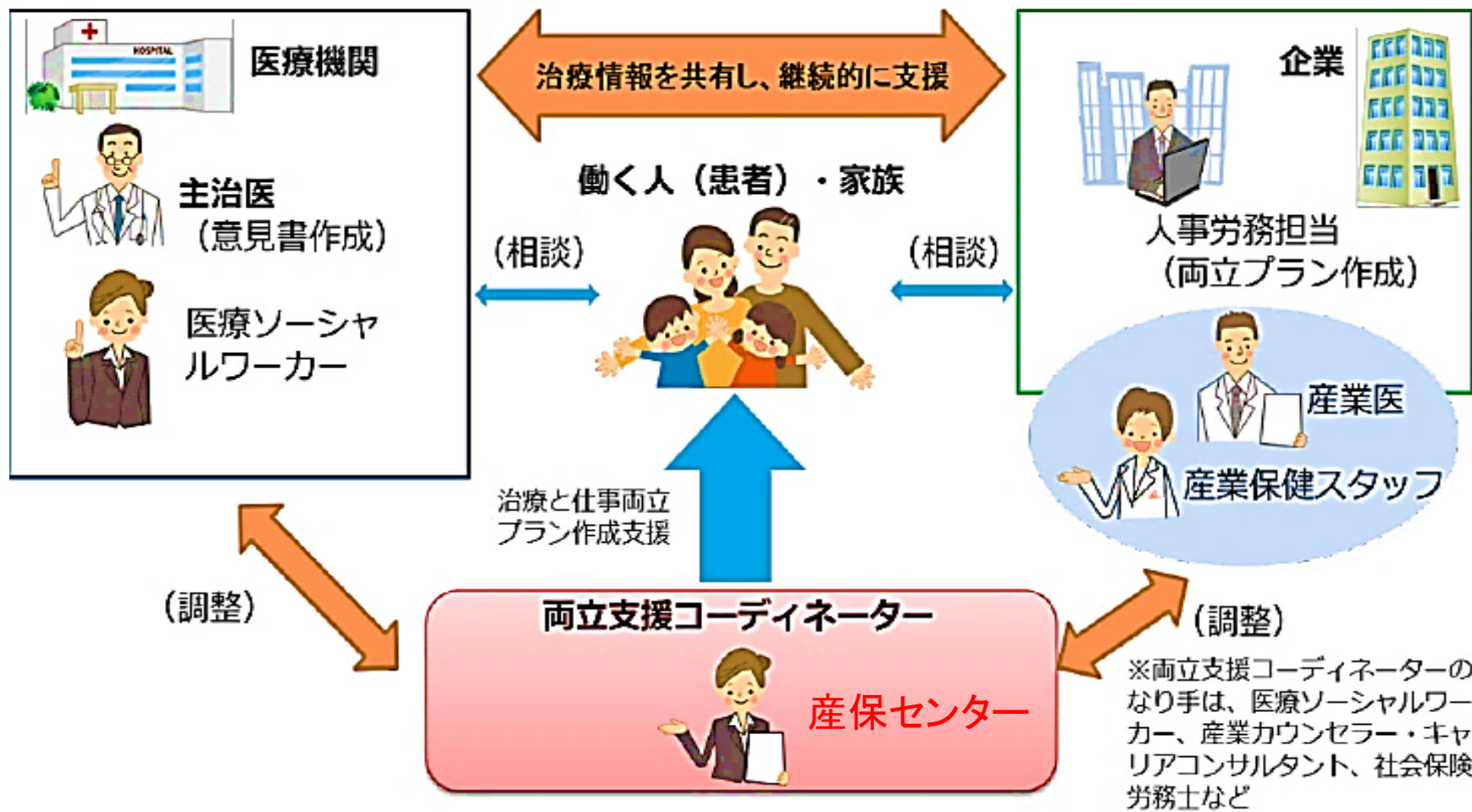
体調ダイアリーを記入し、自己管理と自己評価を継続。

ダイアリーをもとに毎週、部長と面談し、勤務日や時間を調整。



産保センターの支援

病気の治療との両立に向けたトライアングル型支援のイメージ



治療の現場で「働く」ことについて話し
働く現場で「病気」について話す

両立支援コーディネーターになるには

両立支援コーディネーター基礎研修を受講します

【動画配信】

講義名	時間数(分)
両立支援コーディネーターの必要性とその役割	45
基本的な医療に関する知識	60
産業保健に関する知識	60
労務管理に関する基本的知識	60
社会資源に関する知識	60
両立支援のためのコミュニケーション技術	45
がん経験者による当事者談話	40

【WEBライブ講習】

講義名	時間数(分)
両立支援コーディネーターの実践	120

対象者：医療機関の医療従事者、事業場の人事労務担当者、
産業保健スタッフ、支援機関等において両立支援に携わる者

実施主体：独立行政法人労働者健康安全機構 <https://www.johas.go.jp/ryoritsumodel/tabid/2126/Default.aspx>

両立支援コーディネーターになるには

【動画配信】

講義名	時間数(分)
<p>詳細は労働者健康安全機構の ホームページをご覧ください 「両立支援コーディネーター基礎研修」で検索</p>	

【WEBライブ講習】

講義名	時間数(分)
両立支援コーディネートの実際	120

対象者：医療機関の医療従事者、事業場の人事労務担当者、
産業保健スタッフ、支援機関等において両立支援に携わる者

実施主体：独立行政法人労働者健康安全機構 <https://www.johas.go.jp/ryoritsumodel/tabid/2126/Default.aspx>



そんな働く人の気持ちに応援したい。

病気でも
働き続けたい。

産保センターは
治療と仕事の両立を
支援します

始まっています。「治療と職業生活の両立支援」

ご清聴ありがとうございました